

3 法務・憲法

裁判所職員定員法、裁判官育休法改正に賛成

政府は208回通常国会に「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」「裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。裁判官の定員管理などについての附帯決議を付して立憲民主党も賛成し、成立した。

戦争避難者への特例法案を提出

ウクライナ、ミャンマー、シリア、アフガニスタンなどからの戦争等避難者を緊急、円滑に受け入れ、日本で安心して暮らしてもらえるよう、立憲民主党は208回通常国会で議員立法「戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案」を衆議院に提出した。就労可能な特別の在留資格の創設や、国や自治体による医療や就労、住宅などの支援等を提案し、継続審議となった。

民事訴訟法改正に反対

政府は208回通常国会に、民事訴訟制度のIT化を進め、一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続きの創設などを内容とする「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出した。創設される期間限定訴訟手続きやウェブ証人尋問による偽証の防止策などについて大きな懸念があり、立憲民主党は反対したが、与党などの賛成により成立した。

ネット上の誹謗中傷対策の抜本強化を提案

政府は208回通常国会に「刑法等の一部を改正する法律案」「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」を提出した。懲役刑・禁錮刑を廃止して拘禁刑を創設し刑事施設内・社会内処遇を充実するとともに、侮辱罪

の法定刑について「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる、とした。

インターネット上の誹謗中傷が社会的な問題となる中、政府案は現行の侮辱罪を厳罰化するのみであったため、誹謗中傷対策としては極めて不十分であった。加えて、国家公安委員長が国会答弁で侮辱罪での現行犯逮捕を完全には否定しないなど、厳罰化により政治家などへの正当な批判まで取り締まられ、表現の自由を脅かす懸念が残った。

立憲民主党は同国会で対案として、ネット・SNS上などの誹謗中傷対策を抜本強化する議員立法「刑法等の一部を改正する法律案」(インターネット誹謗中傷対策法案)を衆議院に提出したが否決された。ただし、政府案に3年後の見直し条項を加えさせるとともに、侮辱罪による現行犯逮捕は実際上想定されないとの政府統一見解を得た。(詳細p.36)

国家賠償法求償権の行使促進を提案

財務省の公文書改ざん問題を受け、立憲民主党は208回通常国会に、国家賠償法に基づく求償権を適正かつ厳格に行使させ、国の説明責任を確保する議員立法「国家賠償法の一部を改正する法律案」を提出したが、継続審議となった。

LGBT差別解消法案を提出

立憲民主党は208回通常国会で「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(LGBT差別解消法案)を衆議院に提出した。(詳細p.37)

また、同性婚を法制化する民法改正案の提出に向け取り組んだ。



2022.5.10 難民等保護法案と入管法改正案を参議院に提出



2022.1.18 憲法調査会総会で今後の国会審議のあり方を協議

多文化共生社会の実現を目指して

立憲民主党は208回通常国会で「難民等の保護に関する法律案」「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」(難民等保護法案／入管法改正案)を他の野党と共同で参議院に、「多文化共生社会基本法案」を衆議院に提出した。また、外国人労働者受入れ制度を刷新する法案の検討作業を進めた。(詳細p.37)

憲法審、オンライン審議を議論

208回通常国会で衆参両院の憲法審査会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態時におけるオンライン審議の可否について議論した。従前からオンライン審議を提案してきた立憲民主党は、国会議員の審議への「出席」を定めた憲法56条に関して、改憲しなくても議院規則を改正すればオンライン審議を実現できると主張した。衆議院憲法審査会は2022年3月3日、感染症の流行といった緊急事態時には解釈によりオンライン出席を例外的に認めることが可能との見解が大勢であったとする報告案を賛成多数で議決、同月8日に衆議院議長に報告した。

参議院憲法審査会では4月27日、各党派が総合的な意見表明を行い、立憲民主党は妊娠などの真にやむを得ない事情を抱える議員についてもオンライン出席を認める余地があると指摘するとともに、緊急事態時に例外的にオンライン審議は認められるとの見解を示した。なお、参議院憲法審査会は統一見解を取りまとめず、参議院改革協議会で今後の制度設計等につき議論が行われた。

公平・公正な国民投票に向け法改正を提案

208回通常国会の後半で立憲民主党は、国民投票の公平・公正を確保するため、国民投票法改正案を優先的に議論するよう主張した。

2021年の改正国民投票法の成立後、広告放送の量的自主規制を行わないとの民放連の発言や、インターネット広告の飛躍的増加、ネットを通じた世論操作などの事情変更が生じたため、立憲民主党は国民投票法改正案を取りまとめた。

主な内容は、①憲法改正案に対する賛否の勧誘のための広告放送の全面禁止、②政党等による賛否の意見表明のための広告放送の禁止、③政党等によるインターネット有料広告の禁止、④1団体の支出の上限額の設定、⑤外国人等からの寄附の受領禁止などである。

衆議院憲法審査会では、自民党等提出の「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」(投票環境向上策)が審議入りし、継続審議となった。立憲民主党は、投票環境向上に加えて、国民投票の公平・公正を確保すべく、わが党の改正案の内容を採り入れるよう主張するとともに、国民投票の公平・公正を確保できるまで改憲の発議はできないと訴えた。

憲法調査会、対話集会で「論憲」を進める

党憲法調査会は、論点を①国会のあり方、②情報化社会と人権保障、③地方自治、④安全保障に4分類し、有識者から精力的にヒアリング(17回開催)し、論点整理を進めた。また、「りっけんと語ろう!憲法対話集会」を2022年3月28日からスタートし、第1回は「立憲主義に基づく論憲」をテーマにオンラインで開催した。その後、宮崎県、愛知県、北海道、山梨県で対話集会を開催し、国民との憲法対話を重ねた。